

写

あこ政発第109号  
令和7年6月30日

あきる野市子ども・子育て会議委員長 様

あきる野市長 中嶋 博



### あきる野市学童クラブに係る利用者負担額（育成料）の改定について（諮問）

あきる野市学童クラブに係る利用者負担額（育成料）について、あきる野市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

#### 1 諒問事項

あきる野市学童クラブに係る利用者負担額（育成料）の改定について

改定前 児童1人につき月額4,200円

改訂後 児童1人につき月額5,400円

#### 2 諒問理由

学童クラブにおける育成料について、運営費に係る受益と負担の状況から持続的な育成料として管理運営を行うため、利用者負担額（育成料）を改めるもの

#### 3 実施日（予定）

令和8年4月1日

#### 4 添付資料

あきる野市学童クラブに係る利用者負担額（育成料）の改定について